



女子栄養大学短期大学部

自己点検・評価報告書

2022 年度

目次

女子栄養大学短期大学部における 2022 年度自己点検・評価の概要 i ~ ii

基準Ⅰ. 建学の精神と教育の効果 1

基準Ⅱ. 教育課程と学生支援 3

基準Ⅲ. 教育資源と財的資源 5

基準Ⅳ. リーダーシップとガバナンス 8

【参考資料】

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程 9

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進及び体制 13

○ 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部における 2022 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領 . . . 16

女子栄養大学短期大学部における 2022 年度自己点検・評価の概要

本学における 2022 年度以降の自己点検・評価の活動については、2023 年 6 月 1 日に施行した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」に基づき、新たな内部質保証の推進方針及び体制の下、実施することとなりました。

2022 年度の自己点検・評価については、第 1 回内部質保証推進委員会（2023 年 7 月 11 日開催）で決定した「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」に基づき、「女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における 2022 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領」を定め、行いました。

具体的には、内部質保証推進委員会が、(一財)大学・短期大学基準協会（以下、「基準協会」）が設定する大学評価のための基準・観点を参考に、本学独自の評価項目及び点検ポイントを設定し、各部署においてそれらを盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、それぞれの諸活動に係る点検・評価を行いました。従来は、基準協会が設定するすべての基準及び点検評価項目について自己点検・評価を行ってきましたが、今回から、自己点検・評価の実質化とそれに係る負担とのバランスを考慮し、内部質保証推進委員会が定める基本方針等に基づき、重要な評価項目について重点的に点検・評価する形式に変更しました。あわせて、中期的スパンで、重点項目の点検・評価から全項目の点検・評価に移行していく仕組みに変更しました。また、基準項目ごとに「目指す状態」を提示し、それらに照らし、現状を点検し、そこから「長所・特色」や「改善・工夫の方向性」を抽出し、「改善計画」として、いつまでになにをどのように改善していくのかの具体を整理することとしました。

2022年度は、前回の第三者評価の受審結果や課題として捉えている事項を中心に、評価項目及び点検ポイントを設定し、自己点検・評価を行いました。その結果については、報告書として学外へ公表いたします。また、改善計画に記載された取組み事項については、翌年度以降にその実施状況に関する点検・評価を行っていくこととしています。

なお、2021年度自己点検・評価は、新たな内部質保証推進体制に向けて大幅な見直しを行うため、実施しませんでした。

2022年度の自己点検・評価の全体総括は、次のとおりです。

- 建学の精神のもと、教育目的を定め、教育課程の編成を適正に行うとともに、丁寧な学生支援及び就職支援を行っている。
- 社会情勢がさらに大きく変化していくことを見据え、適切な定員管理を行い、実効性のある教学マネジメント体制を確立していく。

なお、基準ごとの詳細は、次頁以降に記載しています。

2022年度 女子栄養大学短期大学部 自己点検・評価

※(視点)の番号は、大学・短期大学基準協会が設定している評価の視点。

基準 I 建学の精神と教育の効果				
基準 I-A 建学の精神				
【目指す状態】 建学の精神を踏まえ、栄養学の実践を通して、地域・社会に貢献している。				
〈評価項目〉	(視点)	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①建学の精神を踏まえ、地域・社会と連携した活動を行っているか。	I-A-1~2	建学の精神である「食により人間の健康の維持・改善を図る」の具現化を目指した地域・社会との取組みを、栄養学の「実践」を通して進めている。 2022年度の主な取組みとして、豊島区との連携協定による「としまコミュニティ大学」において、学習の成果を地域・社会につなげる事業に参加し、本学の特色を活かした各種講義等の活動を行っている。 荒川区との取組みでは、区民の健康づくりを応援するため区内飲食店の健康メニュー(あらかわ満点メニュー・うちde満点)の開発に取り組んでいる。 イオン(株)との取組みでは、四群点数法に基づいた栄養バランスの良い弁当メニューの提案に取り組んでいる。 活動内容については学園ホームページの社会連携ページで取組事例を掲載して広く周知している。	地域や社会の新たな分野や領域との連携、社会状況の変化に対応した本学の特色を活かした取組みを進めていく。社会連携活動を広く周知するため、プレスリリースや学園ホームページ等での情報発信の強化に取り組んでいく。	社会連携活動や教員及び学生の関わる教育・研究の取組みにおいて、2023年度よりプレスリリースを強化し、学園ホームページでの発信とあわせ積極的に情報発信を行う。
基準 I-B 教育の効果				
【目指す状態】 教育目的の実現のため、学修成果に関する基本方針を定め、定期的に点検を行っている。				
〈評価項目〉	(視点)	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①建学の精神に基づき、教育目的・目標を確立しているか。	I-B-1	建学の精神に基づき、本学の教育の目的を学則第1条に定めている。また、「教育研究上の目的の公表等に関する規程」を設け、必要に応じて、教授会の審議を経て見直しを行う仕組みになっている。	18歳人口の減少、短期大学志望者の減少傾向などの社会状況を踏まえ、改めて、本学が養成する栄養士像を明確にしてディプロマ・ポリシーの見直しを行う。また、それに対応したカリキュラム編成(カリキュラム・ポリシーの改定を含む)と学習成果の評価を行える体制としていく。	学長室会議のもとに短期大学部教育再編推進会議を設置し、2023年度中に本学が養成する栄養士像を整理するとともに、2025年度に向けた新カリキュラムの編成作業を進める。また、ディプロマ・ポリシー見直しのための検討に着手する。
②学修成果の方針を定め、点検を行っているか。	I-B-2~3	栄養士資格取得者数、栄養士実力認定試験成績、GPA分布等により学修成果を点検・評価しているが、方針の策定・公表には至っていない。		

基準 I -C 内部質保証

【目指す状態】
自己点検・評価活動の実施体制を整備し、内部質保証に取り組んでいる。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①自己点検・評価を効率的・効果的にいき、改善にいかしているか。	I-C-1	2021年度の自己点検・評価活動は、内部質保証推進体制の見直しにあてることとし、点検・評価活動を休止した。学長の最終確認に先立ち、評価結果の統括と、課題の抽出をおこなえるような会議体を整えた。新たな体制は、2023年6月1日付で発足することを決定した。	2022年度自己点検・評価より、統括組織である内部質保証推進委員会を経て学長の確認を得る体制を整備した。統括組織において問題点を抽出し、改善に要する支援を措置できる体制を整える。	2023年度は、新たな体制を整えた初年度であり、適切に機能することを確認する段階にある。各部署等による点検・評価結果をもとに、改善に向けた措置を行い、実質的な改善に繋げ、手当てが必要な点については2024年度の実施体制・方法に反映していく。
②学修成果のアセスメント手法をもとに、定期的に点検しているか。	I-C-2	・アセスメント・ポリシーは2017年度に策定しているが、実施方法等が明確に規定できていないため、具体的な運用には至っていない。 ・学修成果については、栄養士資格取得率、栄養士実力認定試験成績、GPA分布などにより、定期的に点検している。	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及びアドミッション・ポリシーと一体化したアセスメント・ポリシーを策定・運用していく。	2023年度は内部質保証推進委員会IR推進部会での検討に基づき、アセスメントに必要なデータのリストアップ、データベース化等、2024年度に向けて着手する。

【長所・特色】

建学の精神は明確であり、学内に浸透している。

【基準 I 総括】

○建学の精神に基づき、教育目的を定め、学修成果の点検を行っている。
○学習成果の点検結果が十分に活かせるよう、アセスメント・ポリシーの策定・運用の仕組みを構築していく。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援				
基準Ⅱ-A 教育課程				
【目指す状態】 3つのポリシーに則り、入学者選抜及び教育課程の編成を適切に行い、学習成果をあげている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育課程の編成・実施の方針に従って適切に編成しているか。	Ⅱ-A-1～4	<ul style="list-style-type: none"> ・全教員が参加するカリキュラム委員会において、毎年、見直しを行っている。 ・CAP制については「履修の手引き」に明示しているが、学則には定めていない。 ・幅広い教養を培うことができるよう、複数分野の基礎・教養科目を開講している。 	基準Ⅰ-Bで示した方向性及び学生数の縮小・栄養士資格未取得者の増加に対応したカリキュラム編成が継続的に行えるようにしていく。また、CAP制については、学則に規定する。	2023年度は基準Ⅰ-Bに記した内容をカリキュラム委員会・教授会で検討し、共有する。CAP制については、次期の学則改正に際して盛り込めるよう準備を進める。
②入学者の受け入れ方針のもと、適切に入学者選抜を行っているか。	Ⅱ-A-5	<ul style="list-style-type: none"> ・アドミッション・ポリシーは大学案内及びHPを通して周知した。 ・入試委員会にて入学者選抜に関する基本方針の立案及び調整、入学試験実施に関する立案及び調整について決定したうえで運営を図っている。 ・入試問題は、入試問題検討小委員会で入学試験問題の作題及び採点ならびにそれに伴って生ずる具体的な諸問題についての検討や調整を行い実行した。 ・2023年度入試は定員充足率46.3%となり、全入試区分からの入学者が減少した。特に指定校については、対象校の拡大を図ったものの、18歳人口の減少のみならず分野志望者の減少、また4年制大学への進学移行などの影響もあり、志願者が減少に転じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型選抜・学校推薦型選抜：オープンキャンパスの学科説明会、または学科説明の動画による視聴から、入学後のミスマッチを防ぎ志望学科学びや特徴を十分に理解することを求める。 ・アクティブラーニング入試においては、短大部のみ特待生制度を設け、出願促進を図る。 ・オープンキャンパス、及びウェルカムカレッジによる体験型セミナーから、学びの内容の理解を図る。 ・指定校において、出願促進を図る目的から評定基準値及び対象者数の見直しを図った。加えて、一都三県外のエリアまで対象高校を拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度オープンキャンパスにて、参加者には「学科コーナー」への参加を促進し、短大部の学びの内容について十分な理解を図る。 ・2023年度指定校については、指定校対象校の拡充を実施(1,421校→1,857校)し、かつ、評定平均値を見直す。 ・2024年度総合型選抜はAL特待生制度を継続して実施。また、学校推薦型選抜「一般推薦」に特待生制度を付与し、総合型選抜「栄大スカラシップ」として実施する。これにより出願条件から、評定平均値、学校長の推薦、出席日数、化学・生物の科目履修を取り除き、また、試験日の前倒しにより、志願者の早期獲得を図る。 ・2023年度の高校訪問について、これまで以上に短大部の学びに関する説明を行い、高校現場への理解と周知を図る。
③学修成果の獲得状況の測定方法を整理し、評価を行っているか。	Ⅱ-A-6～8	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の達成目標とそれに対応する学習成果の評価方法はシラバスで科目ごとに明示している。また、定期試験の評価に用いるGPAの基準は試験規定に定めて周知している。 ・実験・実習、演習についても評価方法をシラバスに明示してGPA評価を行っているが、S評価は行わないこととしている。 ・卒業時・卒業後のアンケート、就職先アンケートを実施している。 	累積GPA、各科目の成績分布が公開され、学生が自身の学習成果の獲得状況を相対的にも確認できるようにしていく。実験・実習、演習科目についてもS評価が行えるようにする。	2023年度に1年終了時のGPA分布を公開できるようにする。また、実験・実習、演習科目についてS評価が可能となるよう試験規定を改定する。

基準Ⅱ-B 学生支援				
【目指す状態】 学習成果の獲得に向けて、学生に対する様々な支援を組織に行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学生支援のための体制を整備し、学習及び生活に関して適切な支援を行っているか。	Ⅱ-B-1～3	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス担任制により個々の学生の課題に対応するとともに、学生生活委員会において課題の共有・調整等を行っている。 ・また、成績不振者等に対しては学部長・学生部長が個人面談を行い、必要に応じて保護者とも協議している。 ・全科目について授業評価アンケートを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康・家族・友人・成績など多面的な課題を抱える学生に対して、関係教職員が連携して継続的な支援ができる体制を整えていく。 ・授業評価アンケートに関しては回答率が低下していることから、少数の学生の意見・感想も把握できるよう内容・実施方法の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度中に教員・教務学生課職員・保健センター・カウンセラーによる情報共有の場を設け、継続的な協議・調整のための意見交換を行う。 ・授業評価アンケートの回答率が高い講義・実験・実習の教員から実施している工夫等について情報収集を行い、2024年度からのアンケート実施の参考とする。
②就職支援の体制を整備し、適切な支援を行っているか。	Ⅱ-B-4	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年3月卒業生の就職率は、100%だった。 ・教務学生課に就職担当者(キャリアコンサルタント)を配置し、各学生の希望進路に沿ったサポートに努めている。また学生生活委員会就職対策部会において、学生の就職活動状況や課題などについて報告・意見聴取し、支援活動に反映している。 ・就職支援講座、模擬面接会、企業セミナーなどの各種就職支援の取組みにより、卒業時の進路に関する調査では96.7%が満足との結果を得られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路に関して、なかなか自分自身の問題として真剣に向き合うことのできない学生が増加傾向にある中、そうした学生の状況を早期に把握し、将来を見据えたキャリアサポートを時間をかけて行える体制を整えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス担任、ゼミ担当教員などに適宜学生の就職活動状況を伝え、積極的な活動を行っていない者や卒業・資格取得が不確定な者等に対して、就職担当を中心に三者による働きかけを行うなどの取組みを2023年度から開始する。
【長所・特色】				
学生支援及び就職支援は、学生一人一人の状況を教職員で共有し、きめ細かで丁寧な支援を行っている。				
【基準Ⅱ 総括】				
<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程を適切に編成し、教職員の協働による丁寧な学生支援及び就職支援を行っている。 ○18歳人口の減少及び短大進学希望者の減少による影響を十分に分析し、法人・短大部が一体となった入試改革に取り組む必要がある。 				

基準Ⅲ 教育資源と財的資源				
基準Ⅲ-A 人的資源				
【目指す状態】 教育目的を実現するため、教員及び事務組織を整備し、教育研究活動を推進している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①適切に教員組織を編成し、研究活動を支援する環境の整備、教員の資質向上に取り組んでいるか。	Ⅲ-A-1～2	<ul style="list-style-type: none"> ・学生定員に照らした必要教員数と採用計画を確認している。 ・学生が自分の興味のある領域をもっと学べるように12の研究室があり、食物栄養学演習(ゼミ)活動も活発に行われている。 ・FD活動は、「女子栄養大学短期大学部FD検討委員会規程」に則り、適切に行っている。 	<p>入学定員の縮小・教職養成課程の終了に対応するとともに授業負担、退職者の動向等も考慮して適切な配置とする。</p> <p>研修のテーマを幅広く設定し、「教員の教育能力の向上」に資するFD活動が適切に行えるようにする。</p>	<p>学長室会議のもとに短期大学部教育再編推進会議を設置し、2023年度中に今後5年間の教員配置計画を策定する。</p> <p>FD活動については、2024年度に全教員に研修会内容(テーマ)についてアンケートを実施する。</p>
②事務組織が機能する体制を整備し、職員の資質向上に取り組んでいるか。	Ⅲ-A-3～4	<p>1. 事務職員の配置について 適切に行われ、学生の学習成果を向上させる支援体制が整備されている。具体的には、2022年6月1日付で短期大学部生の学習を支援する駒込教務学生部の組織改編を行い、個々の学生の事情にあったきめ細かな支援体制の確立と学習効果の向上に取り組んでいる。駒込教務学生部は短期大学部教務学生課と駒込就職課の二課体制であったが駒込就職課を短期大学部教務学生課内に統合し一課体制に編成した。このことにより、入学から学び、学生生活、就職まで今まで以上に学生の状況や情報が共有され、個々の学生事情に合わせ適切かつ丁寧に学生支援ができる体制となっている。また、就職担当にはキャリアカウンセラーを配置し、より適切な支援が出来るよう対応している。</p> <p>2. SD活動について SDの実施方針に基づき、学園及び教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技術を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修を実施している。</p>	<p>1. 事務職員の配置について ①短期大学の学生募集状況や学生支援の質の低下を招かないよう考慮した上で、事務職員の適切な配置人数を分析する。 ②計画的な採用や人材育成、ジョブローテーションなどを含め、適切な職員配置ができるよう人員計画の策定や常に見直しを検討する体制を整備する。</p> <p>2. SD活動について 今までのSD研修では、職員としての基礎的な力を向上させることに力点が置いてきた。しかし、今後の激しい大学間の競争力を高めるためには、広い視野と創造力、探求心を持った人材、及び専門性を持った職員を育成することが重要であるため、人材育成の目標に基づく体系別の研修計画を立て実施する。</p>	<p>1. 事務職員の配置について ①2023年度末までに、分析に必要な情報収集(ヒアリング含む)や実績データ(勤務時間、超過勤務時間、休暇取得日数など)の算出を行い、2024年度に検討していく。 ②2023年度末までに総務部または総務課内に「人事担当」を設置するなど人事計画策定体制について検討を行う。また、職員の資質や配属希望を踏まえるなど、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるため、現在、人事考課制度を策定中である。</p> <p>2. SD活動について 2023年度末までに研修制度や実施方法等の検討を行う(①FD 検討委員会との共同開催研修など教職員が一体となった研修を計画、②自己啓発制度の見直し)。</p>

基準Ⅲ-B～C 物的資源、技術的資源をはじめとするその他の教育資源

【目指す状態】
施設・設備などの学習環境を計画的に整備し、安全・快適で利用しやすい環境を維持している。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
<p>①施設・設備、ICT環境、図書サービスについて、整備や管理を適切に行っているか。</p>	<p>Ⅲ-B-1～2</p>	<p>(施設・設備)</p> <p>1. 日々の巡回、故障事例、法定点検をもとに、施設状況の把握を行い、施設整備の予算計画を基本に優先順位をつけ遂行している。 また、施設整備委員会にて、各現場からの要望を確認し、実施時期等の調整を行っている。 消防設備、備蓄品、危機管理備品等の整備を推進している。</p> <p>2. 給食実習専用の洗浄室・食堂は設置できていないが、実習期間にはカフェテリアの営業場所を変更し、カフェテリア内の洗浄室・食堂を給食実習専用施設として使用している。</p>	<p>(施設・設備)</p> <p>1. 建物老朽化に伴い、大規模改修や建て替えを計画する。特に1、2号館は60年超なので、構造体及び建築設備の更新も考慮する。 危機管理対策については、火災・地震・風水害等への対策強化や帰宅難民者への対応を視野に整備を行う。</p> <p>2. 施設の大規模改修に際して、給食実習専用の洗浄室・食堂の整備を行う。</p>	<p>(施設・設備)</p> <p>1. 駒込キャンパスについては、法人全体を視野に入れ、建築設備の設置時期や使用実績をもとに、施設整備計画を作成し、今後の建て替え計画と調整の上、優先順位をつけて、適宜整備を行う。整備計画は、2033年度完成を目指し、2024年度中の策定を目標とする。</p> <p>2. 2024年度策定の施設整備計画・建て替え計画の中に給食実習専用施設の整備を盛り込むように調整する。</p>
		<p>(ICT環境)</p> <p>1. 授業用及びフリースペースのパソコン台数は合計78台であり、適切に設置している。これらの設備は5年周期で更新を行い、年2回の計画的メンテナンスに加え、脆弱性への緊急対応など必要に応じて対応を行っている。</p> <p>2. 学内LANを流れる不正な通信や不審な挙動を検知する仕組みが稼働している。スマートフォンを含む学生の持ち込み機器も対象となっており、サイバー犯罪の被害に遭うような兆候が検知された場合に即時対処できる環境となっている。</p> <p>3. 技術サービス及び専門的な支援について、2018年5月より教職員向けにクラウドの電子マニュアルサービスの運用を開始し、コンピュータ利用技術の向上に役立てている。2022年12月より学生向けのチャットボットサービス(コンピュータが人間に代わって会話をする自動会話プログラム)の提供を開始した。</p>	<p>(ICT環境)</p> <p>1. パソコン類は一度調達するとそのスペックのまま一定期間使い続ける必要があり、故障の可能性もあるため、今後は仮想デスクトップのサービスとシンクライアントを組み合わせるなど、サービスとしての使用の検討も行う。</p> <p>2. 最近ではランサムウェアなどのマルウェアや、或いはアカウントの乗っ取りなど、情報セキュリティ事案が後を絶たない。教職員に貸与しているパソコンについて、今後はサービスの拡充からセキュリティ重視の方向に舵を切る。</p> <p>3. チャットボットのサービスを開始したが、利用率は必ずしも高くなく、学生サービス改善のためにも利用率の向上を図る。</p>	<p>(ICT環境)</p> <p>1. フリースペースの機器は2023年度にリニューアルを予定している。仮想デスクトップの検証のため、クラウドサービスの利用環境整備に着手し、学内のサーバ群の更新時期となる2025年度を目途とする。</p> <p>2. セキュリティ強化策として、教職員のパソコンが不正侵入に遭った際に被害の拡大を防ぐEDR(Endpoint Detection and Response)を2023年度中に導入する。</p> <p>3. チャットボットのサービス定着のため、随時学生へのアナウンス(宣伝)を行うとともに、回答できなかった問い合わせについては引き続きコンテンツに反映していく。将来的にはChatGPTの活用も視野に入れる。</p>

①施設・設備、ICT環境、図書サービスについて、整備や管理を適切に行っているか。	Ⅲ-B-1～2	<p>(図書サービス)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 図書館は適切な面積を有している。(377.60㎡) 2. 図書館は適切な蔵書・座席数等を有している。(蔵書数44,813冊、学術雑誌数89誌、AV資料数1,027点、座席数78席、AVブース2席、その他ソファ6席、スツール6席) 3. 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。(購入図書選定については図書委員長(図書館長)、図書委員(教員)及び図書館職員で構成する図書委員会において行い、廃棄(除籍)は内規に基づ実施している。) 4. 図書館は参考図書、関連図書を整備している。 	<p>(図書サービス)</p> <p>図書の整備については充実していると考えるが、紙媒体(冊子体)だけでなく、利便性が高く手軽に閲覧できる電子書籍の所蔵も充実させ、参考図書・関連図書のさらなる利用につなげたい。</p>	<p>(図書サービス)</p> <p><2023～2024年度>電子書籍利用案内を活用方法も含め充実させる。読みやすい図書もそろえ利用にあたってのハードルを下げる。専門分野に関する企画展示においても電子書籍を積極的にアピールする。</p>
--	---------	--	---	---

基準Ⅲ-D 財的資源

【目指す状態】

将来的な見通しのもと、適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれている。

〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①教育の質の確保を前提に、支出抑制に取り組んでいるか。	Ⅲ-B-1～2	2019年度以降入学者数の減少が続いている。定員を満たしていた時から短期大学部単体では事業活動収支では支出超過の状況が継続しており、定員割れによって支出超過に拍車がかかっている。	支出超過の改善に向けて、収容定員の見直しを図るとともに、収容定員に見合った収支バランスを図れるよう、取組みを行うことが必要である。	現在の定員状況及び今後の見通しをもとに2024年度以降の入学定員を2023年度中に決定するとともに、教員配置全体の見直しなど、支出抑制に向けた今後5年間の方針を2023年度中に整理する。

【長所・特色】

1学科(食物栄養学科)編成のため、組織や設備をコンパクトに効率的に整えている。

【基準Ⅲ 総括】

- 教職員の組織体制や施設設備について、適切に整備している。
- 入学定員の充足状況と今後の見通しの分析のもと、収容定員の見直しを行い、適切な定員管理を行っていく。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス				
基準Ⅳ-A・Ⅳ-C 理事長のリーダーシップ、ガバナンス				
【目指す状態】 理事会等の学校法人の管理運営体制を整備し、理事長はリーダーシップを適切に発揮している。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学校法人の管理運営体制は、適切に機能しているか。	Ⅳ-A-1	情報収集及び意見交換を実施する目的で役員会を隔週で開催している。また、理事会の委任に基づいた事項の協議は常任理事会を開催し業務執行に反映している。監事は常任理事会をはじめ、必要な会議に出席し理事の執務状況を監査している。そして監査結果を監事監査報告書に纏め理事会及び評議員会で報告している。	学園中期計画では、コンプライアンスを確立した学園像を目指している。社会の多様性の変化にも対応しつつコンプライアンスを確立した学園管理体制を構築する。	2025年の私学法改正に伴い理事、評議員、監事等学校法人の機関も大きく変更が予定されている。法令遵守の観点から2024年度中に学校法人のガバナンス構築を計画する。
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ				
【目指す状態】 教学マネジメント体制の構築により、学長のリーダーシップのもと適切に運営を行っている。				
〈評価項目〉	〈視点〉	〈点検内容〉	〈改善・工夫の方向性〉	〈改善計画〉
①学長を中心とした教学マネジメント体制のもと、適切に運営しているか。	Ⅳ-B-1	学長の権限、教授会の役割は規定されており、学長が教学における決定権者であることを明確にしている。学長の判断を助けるため、学長室会議を置き、毎月定例で開催している。 また、未整備であった学生の懲戒手続きに係る規程を2021年度に整備し、学生に対し公平かつ適切に運用できる体制を整えた。	学長の役割がより明確になるよう、教授会並びにその下に置く会議体への参画について、諸規程を改定し、2023年度より施行する。	2023年度を通し、規程の改定により学長の判断がより適切になるよう機能したか検証し、必要に応じて2024年度に向けた見直しを行う。
【長所・特色】				
法人・教学としても同じく栄養学の単科大学であるため、学部と一体化して教学マネジメントを参考にすることができる。				
【基準Ⅳ 総括】				
○必要とされる規則や体制を整え、運営を行っている。 ○社会情勢が大きく変化していくことを見据え、実効性のある管理運営体制及び教学マネジメント体制を構築していく必要がある。				
【全体 総括】				
○建学の精神のもと、教育目的を定め、教育課程の編成を適正に行うとともに、丁寧な学生支援及び就職支援を行っている。 ○社会情勢がさらに大きく変化していくことを見据え、適切な定員管理を行い、実効性のある教学マネジメント体制を確立していく。				

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程

(趣旨及び目的)

第1条 女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部（以下、「本学」と言う。）は、教育研究活動及びその他本学の諸活動において、方針の設定、実行、評価及び改善の循環を効果的・効率的に機能させ、教育研究の質を継続的に向上させる仕組みを構築することによって、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

2 この規程は、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築し、継続的な活動を推進するために、必要な事項を定めるものである。

(恒常的質保証への努力)

第2条 本学におけるすべての組織と教職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、それぞれの業務と役割について、自律的に改善を行い、質保証とその向上に努めなければならない。

(内部質保証の推進体制)

第3条 本学は、自律性を重んじる自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。

2 学長は、本学の内部質保証を推進するため、女子栄養大学・女子栄養短期大学部内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）を置く。

3 内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制を有効に機能させるため、内部質保証推進委員会の下に、IR推進部会を置く。

(内部質保証推進委員会の構成)

第4条 内部質保証推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長（教育・大学運営担当）
- (2) 栄養学部長
- (3) 大学院研究科長
- (4) 短期大学部長
- (5) 学長室長
- (6) 坂戸教務学生部長
- (7) 駒込教務学生部長
- (8) 入試部長
- (9) 総務部長

(10) 学長が指名する者

(内部質保証推進委員会の運営)

第5条 内部質保証委員会には委員長及び副委員長を置き、学長が委嘱する。

2 内部質保証推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(内部質保証推進委員会の責務及び役割)

第6条 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進について責任を負い、自己点検・評価活動を統括して、内部質保証システムを有効に機能させるための役割を担うものとする。

2 内部質保証推進委員会は、内部質保証の推進に関する責任と役割を果たすため、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な措置を講じる。

(1) 内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価に関する基本方針及び点検・評価項目等の設定

(2) 教育研究組織の設置状況、大学運営及び内部質保証システムの適切性の点検及び評価

(3) 本学の自己点検・評価活動の統括

(4) 全学的視点の点検・評価結果の検証及び検証内容に基づく改善策・向上策の立案

(5) 自己点検・評価報告書の学長への提出、前4号に規定する施策及び内部質保証状況の報告または提言

(6) 認証評価の受審に関する事項

(7) その他必要な事項

(自己点検・評価活動の実施)

第7条 本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び整備の状況について、原則として毎年度、自己点検・評価を行うものとする。

2 本学の自己点検・評価活動は、第5条第1項の規定に基づき、内部質保証推進委員会が統括する。

3 本学を構成する各部署は、内部質保証推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行う。

(IR 推進部会の構成)

第 8 条 IR 推進部会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学副学長（教育・大学運営担当）
- (2) 学長室長
- (3) 情報・ネットワーク部長
- (4) 学長が指名する者

2 IR 推進部会には部会長及び副部会長を置き、学長が委嘱する。

3 部会長は、IR 推進部会を代表して、その業務を統括し、掌握する。

4 部会長は、IR 推進部会の会議を招集し、その議長を務める。

(IR 推進部会の職務)

第 9 条 IR 推進部会は、内部質保証に必要な学内の主要情報について一元化を図り、利用体制を整備する。

2 IR 推進部会は、内部質保証推進委員会の方針に基づき、全学的視点で、総合的かつ効率的な分析・評価を実施する。

3 IR 推進部会は、分析・評価結果について、内部質保証推進委員会に提供し、改善策及び向上策の立案の支援を行う。

(改善の推進)

第 10 条 学長は、内部質保証推進委員会から報告・提案された自己点検・評価結果に基づく改善事項の指摘について、改善が必要であると認められる事項に関しては、速やかに、有効かつ具体的な措置を講じる。

2 学長は、本学の内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を常任理事会に報告し、内部質保証システムが適切に機能するよう、本学における教育研究の質保証に係る取組の支援に関して、有効かつ計画的な措置を講じる。

(情報の公表)

第 11 条 学長は、内部質保証の状況及び自己点検・評価結果を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善の状況の透明性を担保するものとする。

(主管部署)

第12条 内部質保証推進委員会及びIR推進部会の事務を含む内部質保証に係る事務は、学長室学長事務課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附則

この規程は、令和5年6月1日より施行する。

女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制

2023年7月11日
内部質保証推進委員会

本学における建学の精神、教育研究の理念・目的等の実現に向け、本学らしい大学としての成長を確実に遂げていくことができるよう、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、その実施方針及び体制を定める。

1. 内部質保証の推進方針

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る。

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

2. 内部質保証の推進体制

(1) 組織体制

内部質保証を推進するための組織は、内部質保証の客観性の担保、及び全学的視点での実施とする観点から、内部質保証に関する企画の立案、自己点検・評価結果の検証及び改善事項の管理・支援などを行い、内部質保証の推進に責任を負う組織を、学内に明確に位置付けることとする。

具体的には、学長の下に「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という）」を設置し、自己点検・評価活動を統括し、自己点検・評価報告書の取りまとめを行うとともに、その検証結果に基づく改善事項の管理・支援を行い、内部質保証システム推進に責任を負う組織として位置付ける。

自己点検・評価活動は、推進委員会が設定した自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価方法を設定した実施要領に基づき、各所属長の責任の下で、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行うこととする。

また、内部質保証推進委員会の下に IR 推進部会を置き、内部質保証において、全学的視点から主要な情報の収集・分析・評価を行う体制が有効に機能するよう整備していくこととする。

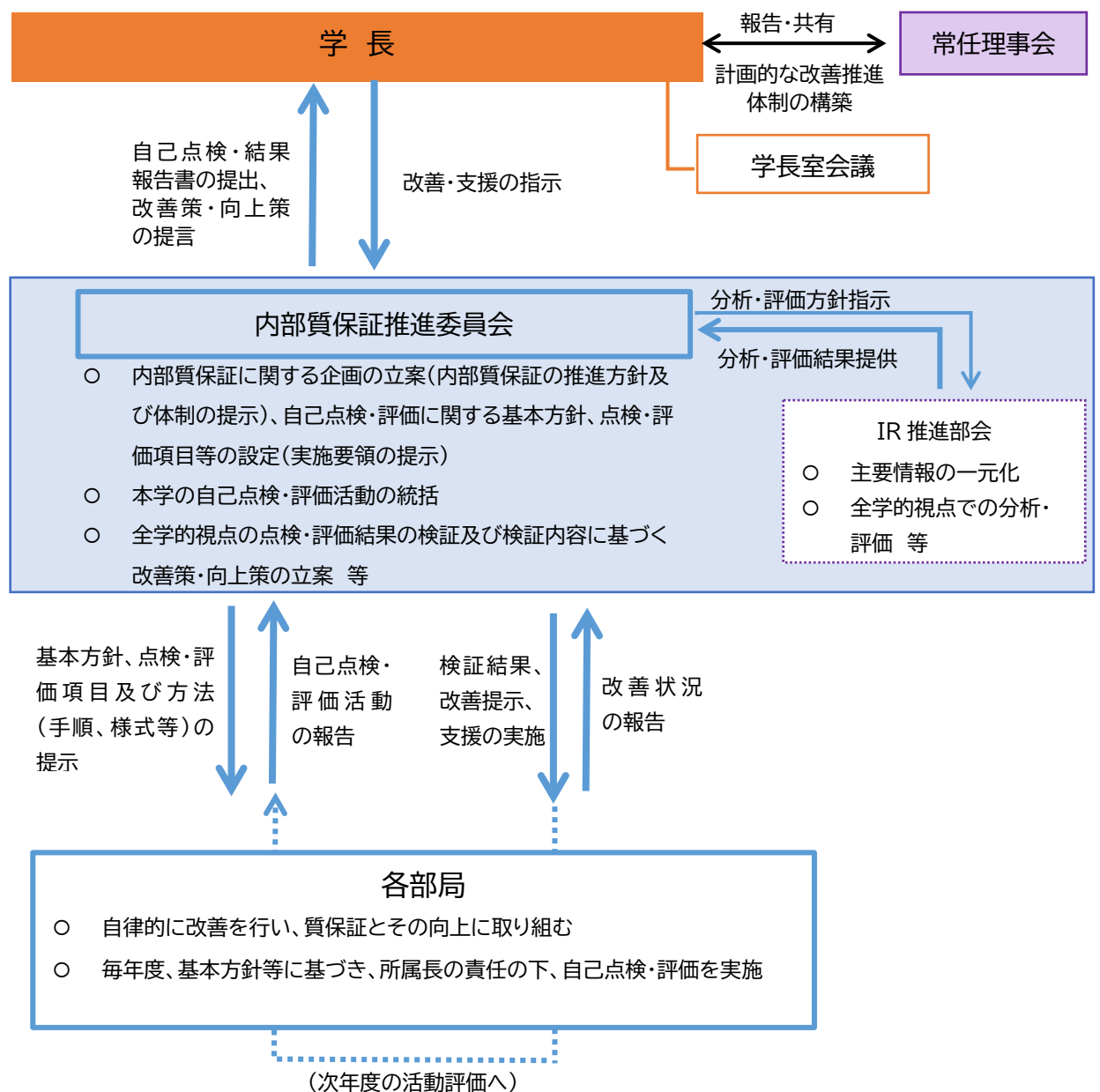
(2) 手続き

- ① 学長は、女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部に関する自己点検・評価の実施及び取りまとめ、改善事項の指示及び改善結果の確認、公表等、内部質保証システムの最高責任者として、全学的な立場から内部質保証の推進に責任を負う。
- ② 内部質保証の基盤となるのは各部局における自己点検・評価であることから、推進委員会は、自己点検・評価が適切かつ有効に機能すること、作業負荷が大きくなることに配慮し、自己点検・評価の基本方針、具体の点検・評価項目及び方法を設定する。各部局は、推進委員会の指示に基づいて、自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ③ 推進委員会は提出内容を取りまとめた上で検証を行い、IR推進部会からの分析・評価結果の報告も参考に、検証内容に基づく改善策・向上策の調整・立案を行う。
- ④ 推進委員会は、学長に対し、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書を提出し、その際、自己点検・評価結果の検証に基づき改善が必要となる事項について報告・提案する。本学が認証評価機関及び行政機関から受けた指摘事項については、必ず改善事項とする。
- ⑤ 学長は、委員会から報告・提案のあった改善事項について、緊急的もしくは組織横断的な対応が必要であると判断した場合は、推進委員会に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行うことを指示する。
- ⑥ 推進委員会は、学長の指示のもと、関係部局に対し、期限を付した上で改善のために必要な活動を行い、その状況を推進委員会に報告することを指示する。また、必要に応じて、学長との協議によりプロジェクトチームを設けることができる。
- ⑦ 関係部局は、改善の指示に対して改善のために必要な活動を行い、その状況を部局もしくはプロジェクトチームの長から推進委員会に報告する。推進委員会は、内部質保証の観点から改善事項の達成状況や活動の見通しについて検証し、その結果を学長に報告する。
- ⑧ 法人に係る内容等の評価項目において改善事項が発生した場合の改善指示は、学長と理事長が協議の上、その都度対応する。
- ⑨ 学長は、女子栄養大学自己点検・評価報告書及び女子栄養大学短期大学部自己点検・評価報告書、あわせて公表が必要と判断した情報を本学ホームページにおいて公表する。
- ⑩ 以上の手続きは原則として毎年度実施し、改善・工夫については速やかに計画的に取り組むとともに、一定期間を要する場合は、各年度の到達状況を明らかにして段階的に取り組むこととする。

〈参考〉内部質保証の推進体制のイメージ

(内部質保証の推進体制の整備を通して実現する姿)

- 内部質保証を恒常的に機能させることのできる、すなわち全学的視点で PDCA サイクルを有効に機能させることのできる教学マネジメント体制の確立。
- 自己点検・評価活動が有効かつ効率的に実施され、その結果の検証に基づき、大学の教育研究における重要課題の特定、改善・向上のための取組みが組織的かつ継続的に実施される体制の確立。



女子栄養大学及び女子栄養大学短期大学部における
2022 年度自己点検・評価の基本方針及び実施要領
(令和 5 年度実施)

2023 年 7 月 11 日
内部質保証推進委員会

「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証推進規程」及び「女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部内部質保証の推進方針及び体制」に基づき、以下のとおり、自己点検・評価を実施する。

【内部質保証の推進方針】

建学の精神、教育研究の理念・目的等に基づいて、教育研究に関する本学の諸活動の自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善・向上に結びつけることにより、教育研究に係る水準の維持及びその充実を図る

また、この教育研究の質を継続的に向上させるシステムが十分に機能するよう、内部質保証推進に係る実施体制の整備を図り、その適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究における質保証とその向上に資する恒常的な仕組みを構築していく。

1. 自己点検・評価の基本方針

(1) 実施対象

自己点検・評価の実施対象は、女子栄養大学、並びに女子栄養大学短期大学部を構成する別紙 (P.19) の部局とする。

(2) 対象期間と実施スケジュール

2022 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。

ただし、教員数、学生数、授業科目数等のデータ基準日は、2023 年 5 月 1 日現在とする。また、入試データについては 2023 年 4 月入学生までを対象とする。

自己点検・評価活動については、内部質保証推進委員会が明示するスケジュールに基づいて取り組むこととする。

(3) 自己点検・評価活動

原則として、大学は（公社）日本高等教育評価機構が設定する基準及び点検・評価項目、短期大学部は（一社）大学・短期大学基準協会が設定する基準及び点検・評価項目に準じることとし、その詳細については、内部質保証推進委員会で定める。

(4) 実施及び取りまとめ

- ① 内部質保証推進規程に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価項目及び方法を設定したことを受けて、各部署において自己点検・評価を行い、その結果を取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出する。
- ② 自己点検・評価の結果、改善・工夫すべき事項がある場合は、その事実とともに、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、あわせて記載し、提出する。
- ③ 内部質保証推進委員会は、各部署からの提出内容を取りまとめた上で、点検の内容、改善・工夫の方向性及び改善計画について、全学的視点で検証を行い、報告書として取りまとめる。
- ④ 自己点検・評価の実施にあたっては、実施後にプロセスや結果の振り返りを行い、2023年度では実施方法を見直していく。
- ⑤ 年度の記載は西暦とすること。

(5) 自己点検・評価に際しての留意事項

- ① 自己点検・評価が全学的視点で進むよう、どの教職員がみても理解できる内容になることを意識して、わかりやすく簡潔に記載すること。
- ② 教育の質の向上に確実につながるよう、「改善・工夫の方向性」を導き出すことを重視すること。このため、どのような状態を目指しているのか「目指す状態」を明らかにし、「点検内容」はそれに対して現状がどこまでできているのかを点検し、点検結果を踏まえて改善・工夫すべき点を検討・整理していくこと。
- ③ また、「改善・工夫の方向性」は、現状から「長所や特色」を抽出し、長所・特色のさらなる伸長につながる方向性に配慮すること。
- ④ 自己点検・評価の結果に基づく改善計画は、組織的な取組みとして進めることを踏まえて、整理すること。

2. 自己点検・評価の実施要領

- (1) 内部質保証推進委員会は、大学、短期大学部において、準拠する基準及び点検・評

価項目を参考に、基準ごとに、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」の提示を行う。

(2) 各部署は、「目指す状態」「評価項目」「点検ポイント」を盛り込んだ「自己点検・評価シート」を用いて、点検・評価を行う。その際、次の①～④に留意して、点検・評価を行う。

点検・評価シートは、9月22日(金)16時までに推進委員会事務局(学長事務課)に提出する。

- ① 「目指す状態」については、仮案を提示してあるので、検討し、ふさわしい内容に整える。(変更箇所は赤字で示すこと。)
- ② 点検ポイントを踏まえ点検・評価を行い、「点検内容」に、現状をもとに点検した結果を記載する。わかりやすい表現で簡潔な文章とする。支援などの取組みについては、主要なものを5つ程度記載する。根拠となる資料で重要なものは括弧 [] として点検ポイントに記載しているので、概要やデータをわかりやすく整理し、点検・評価シートとともに提出する。
- ③ 基準に関し、現状を踏まえ、「長所・特色」を抽出し、記載する。
- ④ 「目指す状態」に照らし、現状がどのような状態にあるのか「点検内容」をもとに、「改善・工夫の方向性」を整理し記載を行い、いつまでになにをどのように改善・工夫していくのか、「改善計画」に具体的内容を記載する。

(3) 内部質保証推進委員会は、「目指す状態」「点検内容」及び「長所・特色」をもとに、「改善・工夫の方向性」及び「改善計画」について、必要に応じて担当部署からの聴取を行い、適切な内容に整えていく。最終的に内部質保証推進委員会が基準ごとに点検・評価の「総括」を行う。

(4) 内部質保証推進委員会で検証、整理した「自己点検・評価シート」の内容について、各部署において検討・確認を行い、見直しが必要な点については、再度、推進委員会で議論・調整を行う。

(5) 内部質保証推進委員会は、「自己点検・評価シート」の内容をもとに、全体的な総括を行い、報告書の取りまとめを行う。

別紙

自己点検・評価報告書の作成に係る担当部署一覧

〈大学〉

部署・組織	担当課
坂戸教務学生部	学部教務課、大学院教務課、学生生活課、坂戸就職課
学科長会議、大学院諸問題検討委員会	
学長室	学長事務課、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	大学図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課
経理部	会計課、財務課
管理部	坂戸管理課
広報部	社会連携課、学園広報課

〈短期大学部〉

部署・組織	担当課
駒込教務学生部	短期大学部教務学生課
カリキュラム委員会	
学長室	学長事務課、研究支援課
入試部	入試広報課
図書館	駒込図書館課
情報・ネットワーク部	情報・ネットワーク課
総務部	総務課、秘書・企画課
経理部	会計課、財務課
管理部	駒込管理課
広報部	社会連携課、学園広報課